

ばここに課されるべきたばこ税、地方税法第二章第五節に規定する道府県たばこ税及び同法第三章第四節に規定する市町村たばこ税に相当する金額の合計額として政令で定めるところにより計算した金額を加算した。(1) 製造たばこの製造場から移出された加熱式たばこ 当該加熱式たばこの製造者が当該移出した加熱式たばこの製造及び販売につき要した費用又は通常要すべき費用に、当該加熱式たばこに係る当該製造者の通常の利潤に相当する金額を加算した金額(消費税等相当額を除く。)

(2) 保税地域から引き取られる加熱式たばこ 当該加熱式たばこにつき関税率(明治四十三年法律第五十四号)第四条から第四条の九まで(課税価格の計算方法)の規定に準じて算出した価格に当該加熱式たばこに係る関税の額(関税法第二条第一項第四号の二に規定する附帶税の額に相当する額を除く。)に相当する金額に加算した金額

前二項に定めるもののほか、これらの規定により重量又は金額を本数に換算する場合の計算、前項第二号ロに掲げる加熱式たばこに係る同号ロに定める金額の計算その他前二項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

うものをいう。)が輸出するための製造たばこの販賣場

二 前二号に掲げる製造たばこ以外の製造たばこで、その製造場内における蔵置場が狭くなつたことその他のやむを得ない事情があるため当該製造たばこを他の場所へ移出すること及び当該他の場所につき、政令で定めるところにより、当該製造場の所在地を所轄する税務署長の承認を受けたもの。当該他の場所の規定は、同項の移出をした製造たばこの製造者が、当該移出をした日の属する月分に係る第十七条第一項の規定による申告書(同項に規定する期限内に提出するものに限る。)に当該製造たばこが前項各号に掲げる製造たばこに該当すること及び当該製造たばこが当該各号に定める場所に移入されたことについての明細に関する書類として政令で定める書類を添付しない場合には、適用しない。

三 前項の場合において、やむを得ない事情があるため同項に規定する政令で定める書類を同項の申告書に添付することができないときは、当該書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までに提出すれば足りるものとする。

一 製造たばこの製造者が、当該書類を当該申告書の提出期限から三月以内に提出することを予定している場合において、政令で定めるところによりその予定日を当該申告書の提出先の税務署長に届け出たとき 当該予定期間

二 製造たばこの製造者が、当該書類を当該申告書の提出期限から三月を経過した日以後に提出することを予定している場合において、政令で定めるところにより当該申告書の提出先の税務署長の承認を受けたとき 当該税務署長が指定した日

第一項の移出をした製造たばこを同項各号に定める場所に移入する前に、災害その他やむを得ない事情により亡失した場合には、政令で定めるところによりその亡失の場所の最寄りの税務署の税務署長から交付を受けた亡失証明書をもつて第二項に規定する政令で定める書類に代えることができる。

五 第一項第三号の承認の申請があつた場合において、同号に規定する事情がないと認めるとき、又は当該申請に係る場所につきたばこ税の保全上不適当と認められる事情があるときは、税務署長は、その承認をしないことができる。

規定の適用を受けないこととなつたものを除く。)について、当該製造たばこを同項各号に定める場所に移入した者が製造たばこ製造者でないときは、これを製造たばこ製造者とみなし、当該場所が製造たばこの製造場とみなす。但是、これを製造たばこの製造場とみなす。第一項の規定に該当する製造たばこを同項各号に定める場所に移入した者は、当該製造たばこの移入の目的(当該製造たばこが同項第三号に掲げる製造たばこであるときは、その移入の理由)、区分及び区分ごとの数量その他の政令で定める事項を記載した書類を、当該場所の所在地を所轄する税務署長に、その移入した日の属する月の翌月末日までに提出しなければならない。

8 税務署長は、取締り上必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、第一項の規定に該当する場合において、同項の移出をした製造たばこを同項各号に定める場所に移入した者に対し、当該製造たばこを他の製造たばこと区別して蔵置すべきことを命ずることができる。(未納税移出に関する特例)

第十二条の二 前条第一項の規定に該当する製造たばこの移入をした同項各号に定める場所が次に掲げる場所に該当する場合において、同項の移出をした製造たばこ製造者が、当該製造たばこにつき、当該移出をした日の属する月分に係る第十七条第一項の規定による申告書(同項に規定する期限内に提出するものに限る。)に同項第二号に規定する事項を記載し、かつ、政令で定めるところにより、当該製造たばこが前条第一項各号に掲げる製造たばこに該当すること及び当該製造たばこが当該場所に移入されたことについての明細を明らかにしているときは、同条第二項の規定にかかるわらず、同条第一項の規定を適用する。

一 当該製造たばこを移出した者と当該製造たばこを当該場所に移入した者が同一である場合における当該移入をした場所

二 前号の規定に該当するもののほか、当該製造たばこ製造者が移出する当該製造たばこが繼續して移入される場所で、当該製造たばこ製造者が、政令で定めるところにより、当該移出をする製造場の所在地を所轄する税務署長の承認を受けたもの

前条第七項の場合において、同項に規定する場所が同項に規定する製造たばこを繼續して移入する場合において、同項に規定する

入する場所であり、かつ、当該製造たばこを移入する者が、政令で定めるところにより、当該場所の所在地を所轄する税務署長の承認を受けたときは、同項の規定にかかわらず、同項に規定する書類の提出を要しない。

第一項第二号又は前項の承認の申請があつた場合において、これらの規定に規定する事実がないと認められるとき、又は当該申請をした者若しくは当該申請に係る場所につきたばこ税の保全上不適当と認められる事情があるときは、税務署長は、その承認をしないことができる。

税務署署長は、第一項第二号又は第二項の承認を受けた者について、これらの規定に規定する事実がなくなつたと認められるとき、又はたゞはこ税の保全上不適当と認められる事情が生じたときは、その承認を取り消すことができる。

第一項第二号又は第二項の承認を受けた者は、これらの規定の適用を受ける必要がなくなつたときは、政令で定めるところにより、その旨を記載した届出書を当該承認をした税務署長に提出しなければならない。この場合において、その届出書の提出があつたときは、その承認は、その効力を失うものとする。

前各項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(未納税引取)

第十三條 次の各号に規定する者が当該各号に掲げる製造たばこを保税地域から当該各号に掲げる場所に引き取ろうとする場合において、政令で定める手続により、納稅地を所轄する税關長の承認を受けたときは、当該引取りに係るたばこの税を免除する。ただし、第七項の規定の適用がある場合には、この限りでない。

一 製造たばこ製造者が製造たばこの原料となるための製造たばこを当該製造たばこをその原料とする製造たばこの製造場

二 製造たばこを引き取らうとする者が政令で定める目的に充てるための製造たばこ政令で定める場所

税關長は、前項の承認を与える場合には、その承認の申請者に対し、相当の期限を指定して、当該製造たばこが同項各号に掲げる場所に移入されたことについての当該場所の所在地を所轄する税務署長の證明書を提出すべきことを命じなければならない。

第一項の承認の申請者が第二十三条の規定により命ぜられた担保の提供をしない場合には、税関長は、その承認を与えないことができる。

4 第一項の承認の申請に係る同項各号に掲げる場所につき、たばこ税の保全上不適当と認められる事情がある場合には、税関長は、その承認を与えないことができる。

5 第一項の承認を受けて引き取つた製造たばこ（第七項の規定の適用を受けることとなつたものを除く。）については、当該製造たばこを第一項各号に掲げる場所に移入した者が製造たばこ製造者とみなし、当該場所が製造たばこの製造場でないときは、これを製造たばこの製造場とみなす。

6 税務署長は、取締り上必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項に規定する者に対し、第一項の承認を受けて引き取つた製造たばこを他の製造たばこと区別して蔵置すべきことを命ずることができる。

7 第一項の承認を受けて引き取つた製造たばこについて、第二項の規定により税関長の指定した期限内に同項に規定する証明書の提出がないときは、直ちにそのたばこ税を徴収する。

8 第一項の承認を受けて引き取つた製造たばこを同項各号に掲げる場所に移入する前に、灾害その他やむを得ない事情により亡失した場合は、政令で定める手続によりその亡失の場所の最寄りの税務署の税務署長から交付を受けた亡失証明書をもつて第二項に規定する証明書に代えることができる。

（輸出免稅）

第十四条 製造たばこ製造者が輸出する目的で製造たばこをその製造場から移出する場合には、当該移出に係るたばこ税を免除する。

2 前項の規定は、同項の移出をして製造たばこ製造者が、当該製造たばこにつけた該移出をした日の属する月分に係る第十七条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限内に提出するものに限る。）に同項第二号に規定する事項を記載し、かつ、政令で定めるところにより当該製造たばこの輸出に関する明細を明らかにしている場合に限り、適用する。

（課税済みの輸入製造たばこの輸出又は廃棄の場合のたばこ税の還付）

第十五条 特定販売業者が、自ら保税地域から引き取つた製造たばこの輸出又は廃棄の

場合のたばこ税の還付

3 第一項の承認の申請者が第二十三条の規定による事情がある場合には、当該製造たばこに付された、若しくは納付されるべき又は徴収された、若しくは微収されるべきたばこ税額として政令で定めるところにより計算した金額をその者に還付する。

2 前項の規定による還付を受けようとする者は、同項の輸出をした日から六月以内に、当該輸出をした製造たばこの輸出先、区分及び区分ごとの数量並びに同項の還付に係る金額その他の政令で定める事項を記載した申請書に当該製造たばこが輸出されたことその他同項の規定に該当することについての明細を記載した書類として政令で定める書類を添付して、これを税関法第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定に基づく当該製造たばこの輸出の申告をした税関の税關長に提出しなければならない。

3 前二項の規定は、特定販売業者が、自ら保税地から引き取つた製造たばこで販売のため所持するものを保税地域に入れ、あらかじめ、政令で定めるところにより、税關長の承認を受けた場合に限り、税關長の承認を受けた場合に限り、税關長に提出しなければならない。

4 第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定による還付金には、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の規定による還付加算金は、付さない。

（戻入れの場合のたばこ税の控除等）

第十六条 製造たばこ製造者がその製造場から移出した製造たばこを当該製造場に戻し入れた場合には、当該製造たばこを当該製造場に戻し入れるためにする他の製造場からの移出につき第十二条第一項の適用があつた場合を除き、当該製造たばこ製造者が当該戻入れの日の属する月の翌月以後に提出期限の到来する次条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限内に提出するものに限る。）に記載した同條第一項の規定による申告書に同項第七号に掲げる規定期による申告書の提出があつたときは、それによる不足額の記載があるとき、又は同條第二項の規定による申告書の提出があつたときは、それぞれ、当該不足額又は当該申告書に記載された還付を受けようとする金額に相当する金額を還付する。

5 製造たばこ製造者がその製造場から移出したたばこを、その製造場における製造を廃止した後（第六条第四項ただし書の承認を受けた場合に、同条第五項に規定する期間の経過後）当該製造場であつた場所に戻し入れた場合において、政令で定めるところにより当該製造場であつた場所の所在地を所轄する税務署長の重加算税の額を除くものとし、当該たばこ税額

を輸出した場合には、当該製造たばこに付された、若しくは納付されるべき又は徴収された、若しくは微収された、又は納付された、又は納付されるべきたばこ税額として政令で定めるところにより計算した金額をその者に還付する。

2 前項の規定による還付を受けようとする者は、同項の輸出をした日から六月以内に、当該輸出をした製造たばこの輸出先、区分及び区分ごとの数量並びに同項の還付に係る金額その他の政令で定める事項を記載した申請書に当該製造たばこが輸出されたことその他同項の規定に該当することについての明細を記載した書類として政令で定める書類を添付して、これを税關法第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定に基づく当該製造たばこの輸出の申告をした税關の税關長に提出しなければならない。

3 前二項の規定は、特定販売業者が、自ら保税地から引き取つた製造たばこで販売のため所持するものを保税地域に入れ、あらかじめ、政令で定めるところにより、税關長の承認を受けた場合に限り、税關長の承認を受けた場合に限り、税關長に提出しなければならない。

4 第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定による還付金には、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の規定による還付加算金は、付さない。

（移出に係る製造たばこの課税標準及び税額の申告）

第十七条 製造たばこ製造者は、その製造場ごとに、毎月（当該製造場からの移出がない月を除く。）政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、翌月末日までに、その月中において当該製造場から移出したたばこ製造たばこの区分及び区分ごとの課税標準たる数量

2 第十二条若しくは第十四条又は他の法律の規定によるたばこ税の免除を受けようとする規定期によるたばこ税の免除を受けようとするものの製造場の所在地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

3 その月中において当該製造場から移出したたばこ製造たばこの区分及び区分ごとに第一号に掲げる課税標準たる数量

4 第一項又は前項の場合において、これらの項の規定により控除を受けるべき月分に係る次条第一項の規定による申告書に同項第七号に掲げる規定期による申告書の提出があつたときは、それによる不足額の記載があるとき、又は同條第二項の規定による申告書の提出があつたときは、それぞれ、当該不足額又は当該申告書に記載された還付を受けようとする金額に相当する金額を還付する。

5 製造たばこ製造者がその製造場から移出したたばこを、その製造場における製造を廃止した後（第六条第四項ただし書の承認を受けた場合に、同条第五項に規定する期間の経過後）当該製造場であつた場所に戻し入れた場合において、政令で定めるところにより当該製造場であつた場所の所在地を所轄する税務署長の重加算税の額を除くものとし、当該たばこ税額

<p>するたばこ税額（前号に掲げるたばこ税額のうち、既に確定したものと含む。）</p> <p>六 第四号に掲げるたばこ税額の合計額から第五号に掲げるたばこ税額を控除した金額に相当するたばこ税額</p> <p>七 第四号に掲げるたばこ税額の合計額から第五号に掲げるたばこ税額を控除してなお不足額があるときは、当該不足額</p> <p>八 その他参考となるべき事項</p> <p>前条第一項若しくは第五項の戻入れをした者又は同条第三項の移入をした者は、これらの規定による控除を受けるべき月において前項の規定による申告書の提出を要しないときは、同条第一項、第三項又は第五項の規定により控除を受けるべき金額に相当する金額の還付を受けるため、政令で定めるところにより、当該還付を受けようとする金額その他の事項を記載した申告書を当該戻入れ又は移入をした場所の所在地を所轄する税務署長に提出することができる。</p> <p>（引取りに係る製造たばこについての課税標準及び税額の申告等）</p>
<p>第十八条 関税法第六条の二第一項第一号（税額の確定の方式）に規定する申告納税方式が適用される製造たばこを保税地域から引き取ろうとする者は、当該引取りに係るたばこ税を免除されるとおり、次に掲げる事項を記載した申告書を税関長に提出しなければならない。</p> <p>一 当該引取りに係る製造たばこの区分及び区分ごとの課税標準たる数量（次号において「課税標準数量」という。）</p> <p>二 課税標準数量に対するたばこ税額及び当該課税標準額の合計額</p> <p>三 他の法律の規定による控除を受けようとする場合には、その適用を受けようとするたばこ税額</p> <p>四 第二号に掲げるたばこ税額の合計額から第五号に掲げるたばこ税額を控除した金額に相当するたばこ税額</p> <p>五 第二号に掲げるたばこ税額の合計額から第三号に掲げるたばこ税額を控除してなお不足額があるときは、当該不足額</p> <p>六 その他参考となるべき事項</p> <p>関税法第六条の二第一項第二号に規定する賦課税方式が適用される製造たばこを保税地域から引き取ろうとする者は、当該引取りに係るたばこ税を免除されるとおり、次に掲げるたばこ税額を控除してなお不足額があるときは、当該不足額</p>

<p>六 第四号に掲げるたばこ税額の合計額から第五号に掲げるたばこ税額を控除した金額に相当するたばこ税額</p> <p>七 第四号に掲げるたばこ税額の合計額から第五号に掲げるたばこ税額を控除してなお不足額があるときは、当該不足額</p> <p>八 その他参考となるべき事項</p> <p>前条第一項若しくは第五項の戻入れをした者又は同条第三項の移入をした者は、これらの規定による控除を受けるべき月において前項の規定による申告書の提出を要しないときは、同条第一項、第三項又は第五項の規定により控除を受けるべき金額に相当する金額の還付を受けるため、政令で定めるところにより、当該還付を受けようとする金額その他の事項を記載した申告書を当該戻入れ又は移入をした場所の所在地を所轄する税務署長に提出することができる。</p> <p>（引取りに係る製造たばこについての課税標準及び税額の申告等）</p>
<p>第十九条 第十七条第一項の規定による申告書を提出した製造たばこ製造者は、当該申告書の提出期限内に、当該申告書に記載した同項第六号に掲げるたばこ税額に相当するたばこ税額に納付しなければならない。</p> <p>（移出に係る製造たばこについてのたばこ税の期限内申告による納付等）</p>

<p>第二十条 第十八条第一項の規定による申告書を提出した者は、当該申告に係る製造たばこを保税地域から引き取る時（同条第三項の場合については、当該申告書の提出期限）までに、当該申告書に記載した同項第四号に掲げるたばこ税額に相当するたばこ税額に相当するたばこ税を、国に納付しなければならない。</p> <p>（引取りに係る製造たばこについてのたばこ税の納付等）</p>
<p>第二十一条 第二十二条第一項の規定による申告書を提出した者は、当該申告に係る製造たばこを保税地域から引き取る時（同条第三項の場合については、当該申告書の提出期限）までに、当該申告書に記載した同項第四号に掲げるたばこ税額に相当するたばこ税額に相当するたばこ税を、国に納付しなければならない。</p> <p>（引取りに係る製造たばこについてのたばこ税の納付等）</p>

<p>第二十二条 第二十二条第一項の規定による申告書を提出した者は、当該申告に係る製造たばこを保税地域から引き取る時（同条第三項の場合については、当該申告書の提出期限）までに、当該申告書に記載した同項第四号に掲げるたばこ税額に相当するたばこ税額に相当するたばこ税を、国に納付しなければならない。</p> <p>（採取した見本に関する適用除外）</p>
<p>第二十三条 国税通則法第七十四条の五第一号ハ（当該職員のたばこ税等に関する調査に係る質問検査権）の規定により採取した見本に係る場合に限り、一月以内、当該担保の額に相当するたばこ税の納期限を延長することができる。</p> <p>（保全担保）</p>

<p>第二十四条 製造たばこ製造者は、製造たばこを保税地域から直ちにそのたばこ税を徴収する。ただし、同法第四十七条第二項（罰則）の規定により没収された製造たばこには、たばこ税を課さない。</p>

書を提出期限までに提出しない罪)、第一百三十三条の三に、「第六号まで(許可)」を「第七号まで(許可)」に改める部分に限る)、第四条中まで(許可)に改める部分に限る)、第四条中関税暫定措置法第十条の三及び第十条の四の改正規定並びに附則第五条及び第七条から第十六条までの規定については、平成十三年三月一日から施行する。

(施行期日)

公肆は、平成十五年四月一日より施行

第一項 この法律は平成十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

三 次に掲げる規定 平成十五年七月一日
イ 第八条の規定並びに附則第四十二条及び

(たばこ税法の一部改正に伴う一般的経過措置) 第四十一条の規定

は課すべきであつた同条の規定による改正前の
二ば二脱去第一一一条第二項ニ規定する製告ニば

二に係るたは二税については
なお従前の例による。

第三章 第四二二条 管理の規定の施行前二ヶ月以内に

ひ前条の規定によりなほ従前の例によることとされるたばこ税に係る第八条の規定の施行後に

従前の例による。

第一百三十六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過

附則（平成一八年三月三一日法律第一〇四号）

(施行期日)

該各号に定める日から施行する。

三 次に掲げる規定 平成十八年七月一日
イ 第八条の規定並びに附則第七十一条及び

第一二二条の規定

第一二二条 第八条の規定の施行前に譲り受けた者は課すべきであつた同条の規定による改正前の

（たばこ税法の一部改正に伴う罰則に係る経過措置）

第七十二条 第八条の規定の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされるたばこ税に係る第八条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第二百二十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

従前の例による。

附 則（平成一九年三月三〇日法律第六号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第二百五十七条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（その他の経過措置の政令への委任）

第二百五十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二二年三月三一日法律第六号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　次に掲げる規定 平成二十二年六月一日
イからへまで 略

ト 第七条中たばこ税法の目次の改正規定、同法第二十八条の改正規定、同法第二十九条の改正規定、同法第三十条を削る改正規定、同法第三十一条第一項の改正規定及び同条を同法第三十三条とする改正規定

二　略

三　次に掲げる規定 平成二十二年十月一日
イからへまで

免除の規定	たばこ税法第十三条第一項	同法第十三条第七項	追徴の規定
輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律第十二条第一項	同法第十二条第五項	同法第十二条第四項	同法第十二条第四項
輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律第十二条第一項	同法第十二条第五項	同法第十二条第四項	同法第十二条第四項
法律第十二条第一項	同法第十二条第五項	同法第十二条第四項	同法第十二条第四項

ばこ税法第二十七条第一項に規定する小売販売業者にあっては、たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第二十二条第一項に規定する営業所。以下この項において同じ。）ごとに、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、平成二十二年十一月一日までに、その貯蔵場所の所在地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

一 その貯蔵場所において所持する製造たばこの区分（たばこ税法第二条第二項に規定する製造たばこの区分をいう。以下この号において同じ。）及び区分ごとの数量

二 前号の数量により算定した前項の規定による申告書を、たばこ税額の合計額

三 その他参考となるべき事項

3 第一項に規定する者が、前項の規定による申告書を、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第四号）。以下この項、附則第百四十八条及び第一百四十九条において「地方税法等改正法」という。）附則第六条第三項に規定する道府県たばこ税に係る申告書又は地方税法等改正法附則第十二条第三項に規定する市町村たばこ税に係る申告書に併せて、これらの規定に規定する道府県知事又は市町村長に提出したときは、その提出を受けた道府県知事又は市町村長は、前項の規定による申告書を受理することができる。この場合においては、当該申告書は、同項に規定する税務署長に提出されたものとみなす。

4 第二項の規定による申告書を提出した者は、平成二十三年三月三十一日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げるたばこ税額の合計額に相当するたばこ税を、国に納付しなければならない。

5 前項の規定は、同項に規定する第二項の規定による申告書を提出すべき者で、当該申告に係るたばこ税につき、国税通則法に規定する期限後申告書若しくは修正申告書を同項の規定による申告書に係る前項の納期限前に提出したものについて準用する。

6 第一項の規定によりたばこ税を課された、又は課されるべき製造たばこのうち、特定販売業者（たばこ税法第十一條第二項に規定する特定販売業者をいう。以下この項において同じ。）

が、自ら保税地域から引き取った製造たばこで販売のため所持するものを輸出した場合又は自ら保税地域から引き取つた製造たばこで販売のため所持するものを保税地域に入れ、あらかじめ政令で定めるところにより税関長の承認を受けた場合において、当該特定販売業者が、政令で定めるところにより税関長の確認を受けたときが第一項の規定によりたばこ税を課された、又は課されるべきものであることにつき、当該製造たばこの輸出の申告をした、又は廃棄の承認を受けた税関の税関長の確認を受けたときは、当該たばこ税額に相当する金額は、同法第十五条第一項の規定に準じて、当該製造たばこの第一項の規定に準じて、当該製造たばこの輸出の申告をした、又は廃棄の承認を受けた税関の税関長の確認を受けたときは、当該たばこ税額に相当する金額に還付に併せて、その者に還付する。

7 次の各号に掲げる場合において、当該各号に規定する製造たばこ製造者（たばこ税法第六条以下この項において同じ。）が政令で定めるところにより、当該製造たばこが第一項の規定によつて同じ。）が政令で定めるところにより、当該製造たばこ税額に相当する金額は、同法第十六条の規定に準じて、当該製造たばこにつけた該製造たばこ税を課された、又は課されるべきものであることにつき、当該製造たばこの戻入れ又は移入に係る製造たばこの製造場の所在地を所轄する税務署長の確認を受けたときは、当該たばこ税額に相当する金額は、同法第十六条の規定に準じて、当該製造たばこにつけた該製造たばこ税を課された、又は納付すべきたばこ税額（第二号に該当する場合にあっては、同号に規定する他の製造たばこの移出により納付された、若しくは納付されるべき又は保税地域からの引取りにより納付された、若しくは納付された、若しくは納付されべき若しくは徵收された、若しくは徵收されるべきたばこ税額）に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、その者に係るたばこ税額から控除し、又はその者に還付する。

8 前号に該当する場合を除き、製造たばこ製造者が、他の製造たばこの製造場に移入され

れ、又は保税地域から引き取られた製造たばこで第一項の規定によるたばこ税を課された、又は課されるべきものを製造たばこの製造場に移入し、当該製造たばこをその移入した場合におけるこの法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること。

9 第二項の規定による申告書の提出を怠つた者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

10 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人の他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の罰金刑を科する。

（罰則に関する経過措置）

10 第百四十六条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

10 第九十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成二三年一二月二日法律第一四号）抄

（施行期日）

10 第百四十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること。

（その他の経過措置の政令への委任）

10 第百四十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること。

（施行期日）

10 第百四十九条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（酒税法等の一部改正に伴う経過措置）

10 第一百五十条 この法律は、平成二十五年一月一日から四まで、略

（施行期日）

10 第一百五十四条 この法律は、平成二十四年十二月三十一日以前に第八条の規定による改正前のたばこ税法（以下「旧たばこ税法」という。）第二十七条第一項各号に規定する者に対して行った同項の規定による質問、検査又は採取（同日後引き続き行われる調査（同日以前にこれらの者に対して当該調査に係る同項の規定による質問、検査又は採取を行つたものに限る。）に係るものと含む。）については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

（罰則に関する経過措置）

10 第一百五十五条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るために規定する税制等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）の公布の日から施行する。

附 則 （平成二三年六月三〇日法律第八号）抄

（施行期日）

10 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（一）第一次に掲げる規定 公布の日から起算して二ヶ月を経過した日

（二）イからへまで 略

ト 第八条中たばこ税法第二十八条に二項を加える改正規定、同法第二十九条の改正規定及び同法第三十条第二項の改正規定

（罰則に関する経過措置）

10 第九十二条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（この法律の公布の日が平成二十三年四月一日以後となる場合における経過措置）

10 第百四条の二 この法律の公布の日が平成二十三年四月一日後となる場合におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の規定の適用に関する必要な事項（この附則の規定の読み替えを含む。）

項、第百五条、第百六条、第百八条から第百十四条まで、第百十八条、第百二十四条、第百二十五条、第百二十九条から第百三十三条まで、第百三十五条並びに第百三十六条の規定

第一百四十四条 この法律（附則）に関する経過措置

規定にあつては、当該規定。以下この条において「同一」の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任) 第百四十一條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則
(平成三十一年三月三一日法律第七

(施行期日) 指

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当

該各号に定める日から施行する。
一及び二 略

三 次に掲げる規定 平成三十年十月一日
イ 第六条の規定（同條中たゞ二説法第十二

第十二条の規定(同法第十二条の規定)は、同法第十二条の規定(同法第十二条の規定)を加える改正規定、同法第十四条の規定(同法第十四条の規定)を加える改正規定及び同法第十四条の規定(同法第十四条の規定)を除く

正規定及び同法第十四条の改正規定を除く。）並びに附則第四十六条から第五十一

条まで 第百三十条 第百三十二条及び第百三十五条（所得税法等の一部を改正する

法律（平成二十七年法律第九号）附則第五十条、第五十一条第四項、第五十二条第十

二項及び第十三項、第一百三条第三号並びに
第一百五条の改正規定に限る。) の規定

(たばこ税法の一部改正に伴う一般的経過措置)
第四十六条 二の附則に別段の定めがあるものを除く

第四十一条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第六条の規定（たゞこ税法第十二条の改三規定、同法の次二二項二二文三規定並

正規定 同条の次に「一条を加える改正規定及び同法第十四条の改正規定を除く。」の施行前に

課した、又は課すべきであつたたばこ税については、なお従前の例による。

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準に関する経過措置)

第四十七条 平成三十年十月一日から令和元年九月三十日までの間に、製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域（関税法（昭和二十九

年法律第六十一号)第二十九条に規定する保税地域をいう。(以下同じ。)から引き取られる加熱式たばこ(第六条の規定による改正後のたばこ税法(以下「新たばこ税法」という。)第二条第二項第一号ホに掲げる加熱式たばこをいい、新たばこ税法第八条第二項の規定により製造たばことみなされるものを含む。(以下この条例及び附則第四十九条から第五十一条までにおいて同じ。)に係る新たばこ税法第十条第一項の規定にかかるわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計本数によるものとする。

一 第六条の規定による改正前のたばこ税法第十条第二項の規定により換算した同項に規定する第一種の製造たばこの本数(次項から第四項までにおいて「旧重量換算本数」という。)に〇・八を乗じて計算した製造たばこの本数

二 新たばこ税法第十条第三項第一号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数(次項から第四項までにおいて「新重量換算本数」という。)に〇・二を乗じて計算した製造たばこの本数

三 新たばこ税法第十条第三項第二号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数(次項から第四項までにおいて「小売定価等換算本数」という。)に〇・二を乗じて計算した製造たばこの本数

令和元年十月一日から令和二年九月三十日までの間に、製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準は、新たばこ税法第十条第三項の規定にかかるわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計本数によるものとする。

一 旧重量換算本数に〇・六を乗じて計算した製造たばこの本数

二 新重量換算本数に〇・四を乗じて計算した製造たばこの本数

三 小売定価等換算本数に〇・四を乗じて計算した製造たばこの本数

一 旧重量換算本数に○・四を乗じて計算した
二 製造たばこの本数
三 小売定価等換算本数に○・六を乗じて計算した
製造たばこの本数
4 令和三年十月一日から令和四年九月三十日まで
での間に、製造たばこの製造場から移出され、
又は保税地域から引き取られる加熱式たばこに
係るたばこ税の課税標準は、新たばこ税法第十一
条第三項の規定にかかるわらず、次に掲げる製造
たばこの本数の合計本数によるものとする。
一 旧重量換算本数に○・二を乗じて計算した
製造たばこの本数
二 新重量換算本数に○・八を乗じて計算した
製造たばこの本数
三 小売定価等換算本数に○・八を乗じて計算
した製造たばこの本数
前各項に定めるものほか、これらの規定に
規定する製造たばこの本数の換算方法について
必要な事項は、政令で定める。
(製造たばこに係るたばこ税の税率の特例)
第四十八条 次の各号に掲げる期間内に、製造た
ばこの製造場から移出され、又は保税地域から
引き取られる製造たばこに係るたばこ税の税率
は、新たばこ税法第十一條第一項の規定にかかる
わらず、当該各号に定める税率とする。
一 平成三十年十月一日から令和二年九月三十
日まで 千本につき五千八百一円
二 令和二年十月一日から令和三年九月三十日
まで 千本につき六千三百二円
2 次の各号に掲げる期間内に、特定販売業者
(新たばこ税法第十一條第二項に規定する特定
販売業者をいう。附則第五十一条第六項におい
て同じ)以外の者により保税地域から引き取
られる製造たばこに係るたばこ税の税率は、新
たばこ税法第十二条及び前項の規定にかかるわ
らず、当該各号に定める税率とする。
一 平成三十年十月一日から令和二年九月三十
日まで 千本につき一万二千四百二十四円
二 令和二年十月一日から令和三年九月三十日
まで 千本につき一万三千四百二十四円

級品（附則第五十一条第一項及び百三十二条第二項において「紙巻たばこ級品」という。）で、新たに「紙巻たばこ級品」（新たばこ税法第十四条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る新たに「紙巻たばこ税法第十二条第三項各号に定める日が同月一日以後に到来するものに限る。」に係る新たに「紙巻たばこ税法第十二条第三項各号に定める日が同月一日以後に到来するものに限る。」）について、同項各号に定める日までに同項に規定する書類が提出されなかつた場合における加熱式たばこ税の課税標準及び前条第一項第一号に定める製造たばこに係るたばこ税の税率とする。

2 令和元年十月一日前に製造たばこの製造場から移出された加熱式たばこで、新たに「紙巻たばこ税法第十二条第三項の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る同項各号に定める日が同月一日以後に到来するものに限る。）」について、同項各号に定める日までに同項に規定する書類が提出されなかつた場合における当該加熱式たばこ税の課税標準は、附則第四十条第一項第一号に定める製造たばこ税の税率とする。

3 令和二年十月一日前に製造たばこの製造場から移出された製造たばこで、新たに「紙巻たばこ税法第十二条第三項の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る同項各号に定める日が同月一日以後に到来するものに限る。）」について、同項各号に定める日までに同項に規定する書類が提出されなかつた場合における加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準及び当該製造たばこに係るたばこ税の税率は、附則第四十七条第三項の規定により計算した加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準及び前条第一項第二号に定める製造たばこに係るたばこ税の税率とする。

4 令和三年十月一日前に製造たばこの製造場から移出された製造たばこで、新たに「紙巻たばこ税法第十二条第三項の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る同項各号に定める日が同月二

につき、当該製造たばこの戻入れ又は移入に係る製造たばこの製造場の所在地を所轄する税務署長の確認を受けたときは、当該たばこ税額に相当する金額は、たばこ税法第十六条の規定に準じて、当該製造たばこにつき当該製造たばこ製造者が納付した、又は納付すべきたばこ税額に相当する金額は、たばこ税法第十六条の規定に準じて、当該製造たばこに該当する場合は、当該製造たばこ税額に相当する金額は、「第九項」と、「平成三十年十月三十一日」とあるのは、「令和二年十一月二日」と、第一号に該当する場合にあつては、同号に規定する他の製造たばこの製造場からの移出により納付された、若しくは納付されるべき又は保稅地域からの引取りにより納付された、若しくは納付されるべき若しくは徴収された、若しくは徴収されるべきたばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、その者に係るたばこ税額から控除し、又はその者に還付する。

一 製造たばこ製造者がその製造場から移出し

た製造たばこで、第一項の規定によるたばこ

税を課された、又は課されるべきものが当該

製造場に戻し入れられた場合（当該製造たば

こで製造たばこの販売業者から返品されたも

のその他政令で定めるものが当該製造たばこ

製造者の他の製造たばこの製造場に移入され

た場合を含む。）

二 前号に該当する場合を除き、製造たばこ製

造者が、他の製造たばこの製造場から移出さ

れ、又は保稅地域から引き取られた製造たば

こで第一項の規定によるたばこ税を課され

た、又は課されるべきものを製造たばこの製

造場に移入し、当該製造たばこをその移入し

た製造場から更に移出した場合

新たばこ税法第二十六条（第二号を除く。）

の規定は、第二項の規定による申告書を提出し

なければならぬ者について準用する。

9 令和二年十月一日に、製造たばこの製造場又

は保稅地域以外の場所で製造たばこを販売のた

め所持する製造たばこの製造業者が当該

税を課されるべき場合は、当該製造たばこ

税の課税標準となる製造たばこの本数（新た

ばこ税法第十条の規定によりたばこ税を課す

場合を含む。）の規定による申告書をその提

出期限までに提出しないことによりたばこ税を

免れた者は、五年以下の懲役若しくは五十万円

以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

10 第二項（第十項又は第十二項において準用す

る場合を含む。）の規定による申告書をその提

出期限までに提出しないことによりたばこ税を

免れた者は、五年以下の懲役若しくは五十万円

以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

11 「平成三十一年四月一日」とあるのは、「令和三

年三月三十一日」と、「第六項中「第一項の規定

により」とあるのは、「第九項の規定により」

と、第七項中「第一項」とあるのは、「第九項」と読み替えるものとする。

12 令和三年十月一日に、製造たばこの製造場又

は保稅地域以外の場所で製造たばこを販売のた

め所持する製造たばこの製造業者が当該

税を課されるべき場合は、当該製造たばこ

税の課税標準となる製造たばこの本数（新た

ばこ税法第十条の規定によりたばこ税を課す

場合を含む。）の規定による申告書をその提

出期限までに提出しないことによりたばこ税を

免れた者は、五年以下の懲役若しくは五十万円

以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

13 第二項（第十項又は第十二項において準用す

る場合を含む。）の規定による申告書をその提

出期限までに提出しないことによりたばこ税を

免れた者は、五年以下の懲役若しくは五十万円

以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

14 第二項（第十項又は第十二項において準用す

る場合を含む。）の規定による申告書をその提

出期限までに提出しないことによりたばこ税を

免れた者は、五年以下の懲役若しくは五十万円

以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

15 前項の犯罪に係る製造たばこに対するたばこ

税に相当する金額の三倍が五十万円を超える場

合には、情状により、同項の罰金は、五十万円

を超えて当該たばこ税に相当する金額の三倍以下

とすることができる。

16 第二項（第十項又は第十二項において準用す

る場合を含む。）の規定による申告書をその提

出期限までに提出しなかつた者は、一年以下の

懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

17 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、

使用者その他の従業者が、その法人又は人の業

務又は財産に関して第十四項又は前項の違反行

為をしたときは、その行為者を罰するほか、そ

の法人又は人に対して前三項の罰金刑を科す

る。

18 前項の規定により第十四項の違反行為につき

法人又は人に罰金刑を科する場合における時効

の期間は、同項の規定の罪についての時効の期

間による。

（罰則に関する経過措置）

第一百四十三条 この法律（附則第一条各号に掲げ

る規定にあつては、当該規定。以下この条にお

いて同じ。）の施行前にした行為及びこの附則

の規定によりなお從前の例によることとされる

場合におけるこの法律の施行後にした行為に対

する罰則の適用については、なお從前の例によ

る。

一項」と読み替えるものとする。

19 第一項、第九項又は第十一項の規定により課

するたばこ税に関する調査については、これら

の規定に規定する者の製造たばこを保管したと

認められる者又は保管すると認められる者を国

本につき五百円のたばこ税を課する。

20 本にについては、その者が製造たばこの製造者

として当該製造たばこを同日にその者の製造た

ばこの製造場から移出したものとみなして、千

本にについて課する。

21 本にについては、その者が製造たばこの製造者

として当該製造たばこを同日にその者の製造た

ばこの製造場から移出したものとみなして、千

本にについて課する。

22 本にについては、その者が製造たばこの製造者

として当該製造たばこを同日にその者の製造た

ばこの製造場から移出したものとみなして、千

本にについて課する。

23 本にについては、その者が製造たばこの製造者

として当該製造たばこを同日にその者の製造た

ばこの製造場から移出したものとみなして、千

本にについて課する。

24 本にについては、その者が製造たばこの製造者

として当該製造たばこを同日にその者の製造た

ばこの製造場から移出したものとみなして、千

本にについて課する。

25 本にについては、その者が製造たばこの製造者

として当該製造たばこを同日にその者の製造た

ばこの製造場から移出したものとみなして、千

本にについて課する。

26 本にについては、その者が製造たばこの製造者

として当該製造たばこを同日にその者の製造た

ばこの製造場から移出したものとみなして、千

本にについて課する。

27 本にについては、その者が製造たばこの製造者

として当該製造たばこを同日にその者の製造た

ばこの製造場から移出したものとみなして、千

本にについて課する。

28 本にについては、その者が製造たばこの製造者

として当該製造たばこを同日にその者の製造た

ばこの製造場から移出したものとみなして、千

本にについて課する。

29 本にについては、その者が製造たばこの製造者

として当該製造たばこを同日にその者の製造た

ばこの製造場から移出したものとみなして、千

本にについて課する。

30 本にについては、その者が製造たばこの製造者

として当該製造たばこを同日にその者の製造た

ばこの製造場から移出したものとみなして、千

本にについて課する。

31 本にについては、その者が製造たばこの製造者

として当該製造たばこを同日にその者の製造た

ばこの製造場から移出したものとみなして、千

本にについて課する。

32 本にについては、その者が製造たばこの製造者

として当該製造たばこを同日にその者の製造た

ばこの製造場から移出したものとみなして、千

本にについて課する。

33 本にについては、その者が製造たばこの製造者

として当該製造たばこを同日にその者の製造た

ばこの製造場から移出したものとみなして、千

本にについて課する。

34 本にについては、その者が製造たばこの製造者

として当該製造たばこを同日にその者の製造た

ばこの製造場から移出したものとみなして、千

本にについて課する。

35 本にについては、その者が製造たばこの製造者

として当該製造たばこを同日にその者の製造た

ばこの製造場から移出したものとみなして、千

本にについて課する。

36 本にについては、その者が製造たばこの製造者

として当該製造たばこを同日にその者の製造た

ばこの製造場から移出したものとみなして、千

本にについて課する。

37 本にについては、その者が製造たばこの製造者

として当該製造たばこを同日にその者の製造た

ばこの製造場から移出したものとみなして、千

本にについて課する。

38 本にについては、その者が製造たばこの製造者

として当該製造たばこを同日にその者の製造た

ばこの製造場から移出したものとみなして、千

本にについて課する。

39 本にについては、その者が製造たばこの製造者

として当該製造たばこを同日にその者の製造た

ばこの製造場から移出したものとみなして、千

本にについて課する。

40 本にについては、その者が製造たばこの製造者

として当該製造たばこを同日にその者の製造た

ばこの製造場から移出したものとみなして、千

本にについて課する。

41 本にについては、その者が製造たばこの製造者

として当該製造たばこを同日にその者の製造た

ばこの製造場から移出したものとみなして、千

本にについて課する。

42 本にについては、その者が製造たばこの製造者

として当該製造たばこを同日にその者の製造た

ばこの製造場から移出したものとみなして、千

本にについて課する。

43 本にについては、その者が製造たばこの製造者

として当該製造たばこを同日にその者の製造た

ばこの製造場から移出したものとみなして、千

本にについて課する。

44 本にについては、その者が製造たばこの製造者

として当該製造たばこを同日にその者の製造た

ばこの製造場から移出したものとみなして、千

本にについて課する。

45 本にについては、その者が製造たばこの製造者

として当該製造たばこを同日にその者の製造た

ばこの製造場から移出したものとみなして、千

本にについて課する。

46 本にについては、その者が製造たばこの製造者

として当該製造たばこを同日にその者の製造た

ばこの製造場から移出したものとみなして、千

本にについて課する。

47 本にについては、その者が製造たばこの製造者

として当該製造たばこを同日にその者の製造た

ばこの製造場から移出したものとみなして、千

本にについて課する。

48 本にについては、その者が製造たばこの製造者

として当該製造たばこを同日にその者の製造た

ばこの製造場から移出したものとみなして、千

本にについて課する。

49 本にについては、その者が製造たばこの製造者

として当該製造たばこを同日にその者の製造た

ばこの製造場から移出したものとみなして、千

本にについて課する。

50 本にについては、その者が製造たばこの製造者

として当該製造たばこを同日にその者の製造た

ばこの製造場から移出したものとみなして、千

本にについて課する。

51 本にについては、その者が製造たばこの製造者

として当該製造たばこを同日にその者の製造た

ばこの製造場から移出したものとみなして、千

本にについて課する。

52 本にについては、その者が製造たばこの製造者

として当該製造たばこを同日にその者の製造た

ばこの製造場から移出したものとみなして、千

本にについて課する。

53 本にについては、その者が製造たばこの製造者

として当該製造たばこを同日にその者の製造た

ばこの製造場から移出したものとみなして、千

この項において「令和二年改正法」という。)附則第四十九条第二項の規定により読み替えて適用する令和二年改正法第九条の規定による改正後のたばこ税法第十条第二項ただし書に規定する葉巻たばこ」と、「及び」とあるのは「並びに」と、「計算した加熱式たばこ」とあるのは「計算した加熱式たばこ及び令和二年改正法附則第四十九条第二項の規定により読み替えて適用する同法第十条第二項ただし書の規定により算定した葉巻たばこ」とする。

4 令和三年十月一日前に製造たばこの製造場から移出された新たたばこ税法第十条第二項ただし書に規定する葉巻たばこで、たばこ税法第十二条第三項の届出又は承認に係るもの(当該届出又は承認に係る同項各号に定める日が同月一日以後に到来するものに限る)について、同項各号に定める日までに同項に規定する書類が提出されなかつた場合における平成三十年改正法附則第四十九条第四項の規定の適用については、同項中「おける加熱式たばこ」とあるのは「おける加熱式たばこ及び所得税法等の一部を改正する法律(令和一年法律第八号)第九条の規定による改正後のたばこ税法第十条第二項ただし書に規定する葉巻たばこ」と、「及び」とあるのは「並びに」と、「計算した加熱式たばこ及び同法第十条第二項ただし書の規定により算定した葉巻たばこ」とする。

6 平成三十年改正法附則第五十条第一項の表の下欄に掲げる法律の規定によりたばこ税の免除を受けた場合における平成三十年改正法附則第五十条第四項の規定の適用については、同項に規定する葉巻たばこについて、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとされた場合における平成三十年改正法附則第五十条第四項の規定の適用については、同項に規定する葉巻たばこについて、「おける加熱式たばこ」とあるのは、「おける加熱式たばこ及び所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第九条の規定による改正後のたばこ税法第十条第二項ただし書きに規定する葉巻たばこ」と、「及び」とあるのは、「並びに」、「計算した加熱式たばこ」とあるのは、「計算した加熱式たばこ及び同法第十条第二項ただし書きに規定した葉巻たばこ」とする。

7 製造たばこの製造者又は販売業者が、令和二年一月一日に、製造たばこの製造場又は保税地域以外の場所で第二項の規定により読み替えて適用する新たに税法第十条第二項ただし書きに規定する葉巻たばこを販売のため所持する場合における平成三十年改正法附則第五十一条第九条の規定の適用については、同項中「にあつては」とあるのは、「にあつては」と、「本数」であるのは、「本数、所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下この項において「令和二年改正法」という。）附則第四十九条第二項の規定により読み替えて適用する令和二年改正法第九条の規定による改正後のたばこ税法第十条第二項ただし書きに規定する葉巻たばこにあつては令和二年改正法附則第四十九条第二項の規定により読み替えて適用する同法第十条第二項ただし書きの規定により算定したたばこ税の課税標準となる製造たばこの本数」とあるのは、「本数、所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下この項において「令和二年改正法」とあるのは、「にあつては」とあるのは、「にあつては」とする。

（たばこ税の輸出免税に関する経過措置）

第五十条 新たなたばこ税法第十四条の規定は、施行日以後にたばこ税法第十七条第一項の規定による申告書の提出期限が到来するたばこ税について適用し、施行日前に当該申告書の提出期限が到来したたばこ税については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第一百七十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

第一百七十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則（令和三年三月三一日法律第一一
号）抄**

（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。（罰則に関する経過措置）

第一百三十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

第一百三十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。該各号に定める日から施行する。

**附 則（令和四年六月一七日法律第六八
号）抄**

（施行期日）

（施行期日）
附 則（令和六年三月三〇日法律第八号）抄

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 次に掲げる規定 令和六年十月一日
イ から今まで 略

二 第七条の規定並びに附則第十五条及び第六十五条の規定

（たばこ税法の一部改正に伴う経過措置）

第十五条 第七条の規定による改正後のたばこ税法（以下この条において「新たたばこ税法」という。）第二十二条第三項の規定は、輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律第四条第一項の規定にかかるらず、令和六年十月一日以後に新たたばこ税法第二十二条第三項に規定する製造たばこを保税地域から引き取ろうとする者が同項前段に規定する申請書を提出する場合について適用する。

（罰則に関する経過措置）

第七十二条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用について

（政令への委任）

第七十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（防衛力強化に係る財源確保のための税制措置）

第七十四条 政府は、この法律の公布後、我が国の防衛力の抜本的な強化及び抜本的に強化された防衛力の維持に必要な安定的な財源を確保するための税制について、令和九年度に向けて複数年かけて段階的に実施するとした令和四年十二月二十三日に閣議において決定された令和五年度税制改正の大綱及び令和五年十二月二十二日に閣議において決定された令和六年度税制改正の大綱に基づき、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置を実施するため、令和九年度に至る各年度の防衛力強化に係る財源確保の必

要性を勘案しつつ、所得税、法人税及びたばこ税について所要の検討を加え、その結果に基づいて適当な時期に必要な法制上の措置を講ずるものとする。

附 則（令和六年六月一四日法律第五二号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 附則第四十八条の規定 公布の日
(政令への委任)

第四十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。